千葉県オンライン診療新規導入医療機関補助金 Q&A

| No. | よくあるご質問(Q) | 回答(A) | 掲載日 (更新日) |
|-----|------------------------|--|-----------|
| 1 | どのように手続きを行えばよい ですか。 | ○ 申請に必要な書類を郵送によりご提出ください。○ 書類提出にあたっては、交付要綱や交付申請手続きの手引きを必ず ご確認の上、ご提出していただくようお願いします。 | 令和5年1月13日 |
| 2 | 対象事業者を教えてください。 | ○ 新型コロナウイルス感染症を対象に含むオンライン診療(県内のオンライン診療体制の確保に資するものとして知事が認めるものに限る。)を、新たに開始しようとする、県内に所在する病院又は診療所(歯科診療所を除く。)といたします。 ○ ただし、次の場合は対象外となります。 ・ 既にオンライン診療等を実施している病院又は診療所が規模を拡充しようとする場合。 ・ 自由診療のみに特化している場合。 ・ 既に関東信越厚生局へ情報通信機器を用いた診療の施設基準に係る届出をしている場合。(過去に当該届出を行い、取り下げた場合も含みます。) | 令和5年1月13日 |
| 3 | 事業実施期間を教えてください。 | ○ 事業実施期間は<u>令和4年12月5日から令和5年3月31日</u>です。 ○ 補助金交付決定前であっても、事業実施期間内に購入した補助対象機器等の経費については、補助対象となります。 ○ ただし、予算上限に達した場合、申請を締め切ることとなりますので、予め御了承願います。 | 令和5年1月13日 |

| | | | T |
|---|--|---|---------------------------------|
| 4 | 交付申請書の提出期限はいつま でですか。 | ○ 提出期限は <u>令和5年2月28日(火曜日)【当日消印有効</u> です。 ○ ただし、申請状況によって、提出期限を変更する可能性があります。 ○ また、予算上限に達した場合、申請を締め切ることとなりますので、 | 令和5年1月13日 |
| | | 予め御了承願います。 | |
| 5 | 補助金はいつ頃交付されますか。 | O 額の確定後に交付する予定です。 | 令和5年1月13日 |
| 6 | 補助金はどのように交付されますか。 | 〇 実績報告書(第5号様式)のご提出の際に指定された口座にお振込 みする予定です。 | 令和5年1月13日 |
| 7 | P C 等がなく、申請様式をダウン ロードすることができない場合、 申請書類等をどのように取得す ればよいですか。 | 〇 千葉県健康福祉部医療整備課(本庁舎 13 階)にお越しいただくか、 任意の様式に申請書類等を請求する旨記載し、当課あてに返信用封筒 を同封の上、送付してください。返信用封筒に申請書類等を封入し返 送いたします。 ※ 返信用封筒には、返送先の住所、宛名を記入してください。 ※ 送付する様式(記載例も含む)はA4の再生紙が10枚(約45g)で すので、封筒の大きさに合わせた金額の切手を貼り付けてください。 | 令和5年1月13日 (<u>1月23日修正</u>) |
| 8 | 具体的にはどのような経費が補 助の対象となりますか。 | ○ オンライン診療等のための専用の情報通信機器、専用システム導入に係る経費等の初期経費を対象とします。 ○ なお、事業実施期間以前(令和4年12月4日以前)に購入された情報通信機器等の経費等は除きます。 ○ 例として、パソコン、タブレット(スマートフォンは除く)、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等の情報通信機器や、オンライン診療等の専用システムの導入に係る初期費用が対象となります。 | 令和5年1月13日 |

| | | 〇 なお、リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外 | |
|-----|---|--|---------------------|
| | | となります。また、パソコン等の保証経費も補助対象外となります。 | |
| | | 〇 本補助事業は令和4年度予算によるものであるため、 <u>令和4年度</u> | |
| 9 | 機器の支払、納品が事業実施期間 | <u>中(令和5年3月31日まで)に完了</u> する必要があります。 | |
| | を超えた場合の扱いはどうなり | 〇 完了の条件は、補助対象の機器等の入手までではなく、その後の検 | 令和5年1月13日 |
| | ますか。 | 収、支払い等も完了していることとなります。納品及び支払が翌年度 | |
| | | (令和5年4月1日以降)の場合は補助対象外となります。 | |
| | 申請者が、補助対象となる複数の | | |
| 10 | 病院、診療所を所有する場合、そ | 〇 病院、診療所ごとに申請が可能です。 | 令和5年1月13日 |
| | れぞれで補助が受けられますか。 | | |
| | | O 購入する物品は、交付申請時に申請し、交付決定された品目となる | |
| | 交付決定後に、当初予定していた | ため、原則として申請内容と異なる物品の購入はできません。 | |
| 1 1 | 情報通信機器と異なる機器を購 | O ただし、オンライン診療等の提供体制の変更等から、やむを得ず申 | 令和5年1月13日 |
| | 入することはできますか。 | 請内容と異なる物品を購入する場合は、別途、手続きをすることによ | |
| | | り購入が可能となる場合がありますので、担当へご連絡ください。 | |
| | | O 実績報告時には、原則として領収書の提出が必要となりますので、 | |
| | 実績報告時に必要な領収書を紛 失してしまいましたが、どのよう に対応すれば良いですか。 | 領収書の再発行 [*] を依頼してください。領収書の再発行ができない場 | |
| | | 合には、速やかに担当へご連絡ください。 | AT1 = T = T = 0 = 0 |
| 12 | | ○ 支払い (金額) が確認できない場合、当該物品については補助対象 | 令和5年1月13日 |
| | | 外となります。 | |
| | | ※ 再発行の期限が定められている場合がありますので、ご注意くださ | |
| | | | |

| | | い。 | |
|----|--|--|-----------|
| 13 | 交付決定後にやむを得ず、オンライン診療等を実施しないこととしましたが、何か必要な手続きはありますか。 | ○ 補助事業の中止のための手続が必要となりますので、速やかに担当へご連絡ください。○ 中止する場合、当該物品については補助対象外となります。 | 令和5年1月13日 |
| 14 | オンライン診療の専用システム の導入は必須ですか。 | ○ 専用システムの導入は必須ではありません。○ ただし、厚生労働省が定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の規定を遵守の上、オンライン診療等を実施できなければなりません。 | 令和5年1月13日 |
| 15 | オンライン診療等のシステムに ついて、他の機能と一体的に契約 する予定ですが、補助対象経費に なりますか。 | ○ 電子カルテやオプション機能等と一体的に契約する場合等は、オンライン診療等の機能に係る費用のみを計上してください。あわせて、費用の内訳がわかる資料(契約書等)を提出してください。○ 費用を分けられず、他の機能等の費用が含まれている場合は、補助対象外となります。 | 令和5年1月13日 |
| 16 | 発熱外来の指定を受けることは 必須ですか。 | 発熱外来の指定を受けることは必須ではありません。 ただし、新型コロナウイルス感染症を対象に含むオンライン診療を行っている旨を、県が千葉県公式ウェブサイトにおいて公表することに同意しなくてはなりません。 | 令和5年1月13日 |
| 17 | 交付予定の医療機関数を教えて ください。 | ○ 50 医療機関を予定しています。○ なお、予算上限に達した場合、申請を締め切ることとなりますので、 予め御了承願います。 | 令和5年1月23日 |